

電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣 旨

労働安全衛生規則第36条第4号の2に基づき、「50ボルトを超える低圧の蓄電池を内蔵する自動車の整備の業務」に労働者を就かせるときは、事業者は当該労働者に安全のための特別の教育（以下「特別教育」という。）を行う必要がある。本条における「低圧」とは750ボルト以下である電圧をいい、当該規定は従来「低圧」の範囲を超えない蓄電池を内蔵する自動車しか存在しなかったこと等を踏まえて設けられたものであるが、今後、「低圧」の範囲を超える電圧の蓄電池を内蔵する自動車が登場し普及することが想定され、現行の特別教育のカリキュラムでは、そのような自動車の整備に当たり安全のための必要十分な教育ができないおそれがある。

このような状況を踏まえ、本検討会では、「低圧」の範囲を超える蓄電池を内蔵する電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方について検討する。

2 検討事項

- (1) 「低圧」の範囲を超える蓄電池を内蔵する電気自動車等の整備業務に当たって必要な特別教育について
- (2) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が開催する。
- (2) 本検討会の専門家等の参集者は、別添のとおりとする。
- (3) 本検討会には座長を置き、座長は本検討会の議事を整理するとともに、必要に応じて座長代理を指名することができる。
- (4) 本検討会の参集者は、必要に応じ追加することができる。
- (5) 本検討会での議論を踏まえ、必要に応じてヒアリングの実施や参集者の追加を行うものとする。
- (6) 本検討会、会議資料及び議事録については、原則として公開するものとする。ただし、個別事案を取り扱う場合においては、個人・企業情報の保護の観点等から、公開することにより、特定の者に不当な利益を与え又は不利益を及ぼすおそれがある場合等において、座長が非公開が妥当であると判断した際には、非公開で実施することもできるものとする。なお、非公開とする場合には、その理由を明示するとともに、議事要旨を公開する。

4 スケジュール（案）

令和6年3月 検討会
令和6年4月頃（予備日）

5 その他

- (1) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課において行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本検討会の運営に関して必要な事項は、会議において定める。

電気自動車等の整備業務に必要な特別教育のあり方に関する検討会
参集者名簿

阿部 徹 一般社団法人日本自動車工業会 サービス部会委員
市川 紀充 工学院大学 工学部 電気電子工学科 電気安全研究室准教授
紙屋 雄史 早稲田大学 理工学術院 環境・エネルギー研究科教授
高橋 徹 一般社団法人日本自動車整備振興会連合会 教育・技術部長
崔 光石 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
安全研究領域長
三浦 崇 独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所
電気安全研究グループ 上席研究員
望月 秀樹 一般財団法人日本自動車研究所
環境研究部電動車標準化グループ 主任研究員

(オブザーバー)

村井 章展 国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課
整備事業指導官

(五十音順敬略)